

合併しなかった自治体にみる「協働」 —福島県矢祭町における図書館の開設過程から—

博士後期課程1年 教育基礎学専攻
丹 間 康 仁

1. 合併しなかった自治体の「協働」

1990年代の地方分権改革以降、行政運営の理念として、“住民と行政の協働”が各地の自治体で掲げられている。これまで行政が担ってきた事業や施策において、住民参加の仕組みが取り入れられ、住民と行政の新たな関係性のあり方が模索されてきている¹。

とりわけ、平成の市町村合併下において、人口や財政が小規模であっても合併しないことを選択した自治体においては、住民との協働をいかなるあり方で構築しているかが注目される。なぜなら、限られた財政基盤や職員体制のなかで、行政が自立した自治体運営を目指すためには、住民からの協力や参加が不可欠になると考えられるからである。

平成の市町村合併期に合併しなかった自治体のなかには、公共サービスを新たな仕組みによって提供しようと取り組んでいる事例がみられる。本稿で扱う具体例として、福島県矢祭町では、2001年に「市町村合併をしない矢祭町宣言」²を提示したのちにも、限られた行財政のもとで、“町民との協働”を掲げながら、新たに図書館の開設を成し遂げた独特な自治体である。本稿では、そうした自治体における協働のあり方について検討する。

2. 経費節減下の「協働」と町民の協力

福島県矢祭町では2001年10月31日に矢祭町自治基本条例が制定された。そこでは、総合計画等の策定について、「矢祭町は、町基本条例に基づいて運営される町政の基幹的な制度と運営の原則を明らかにするために、行政、議会、町民の役割とその相互関係等を別に定める」³と規定された。

その後、策定された「矢祭町集中改革プラン（平成17～21年度）」⁴において、「町民との協働」が掲げられ、行政の経費削減のために町民の協力が求められると言及されている。

矢祭もつたいない図書館は、こうした行財政の条件のもとで開館した。本稿ではこのことに着目しておきたい。これまで矢祭町には、中央公民館併設の武道室の一角に、およそ7,000冊所蔵の図書室があったものの、他の自治体でみられるような市町村立図書館はなかった⁵。それにも関わらず、あくまでも経費節減と町民の協力という条件のもとで、市町村立図書館の新設が成し遂げられた。その過程において、住民と行政の協働のあり方が捉えられると考えられる。

図書館の開館にあたっては、全国に図書の寄贈を求めることで、経費削減を行った。具

体的には、2004年7月から全国に呼びかけをはじめた。同月18日付の毎日新聞に記事が取り上げられ、本の送り先が掲示された⁶。これを受けて情報が広がり、開館までに、およそ30万冊の寄贈を受け入れるに至った。

寄贈された大量の図書の仕分けにあたっては、町民による協力がみられた。具体的には、図書館開設準備委員会が発足し、町民がボランティアで作業にあたった。2007年1月の開館後も、寄贈が増え続けた。そのため、「図書館開設準備委員、町議会、民政委員会、保健推進委員会、体育指導委員会、商工会女性部、青年部、消費者友の会、町婦人会、アゼリア学級、JA女性部、町建設部会、建築部会、スタンプ会、PTA連合協議会、町消防団の各団体会員を総動員、役場職員や個人協力者も含めて二百数十人体制で行われている。作業は各団体が平日、土曜・日曜、夜間に分けて連日連夜にわたり続けられている⁷」という報道が、町のコミュニティ紙『夕刊矢祭』に写真付きで記録されている。

3. 小さな自治体の「協働」について考える

以上の過程を踏まえると、矢祭町という小さな自治体において展開された町民との協働は、図書館の開設という具体的な事業の実施にあたって、町民が行政職員とともに汗水流して働くというような実態であったことが理解される。

今日、さまざまな自治体で“協働”が理念として掲げられている。しかし、そうしたもののなかには、住民と行政の話しあいの「目線」を対等にするという意味での「協働」、あるいは、住民と行政が互いに情報の共有化や

共通目的の生成を織りなしていくという意味での「協働」など、さまざまなあり方があるものと思われる。こうしたなかで、矢祭町という合併しなかった自治体での図書館の開設においては、ともに汗水流して働くという意味での「協働」がみられたと捉えられる。

以上のことから、今後の課題としては、次のことが挙げられる。すなわち、ひとくちに「協働」といっても、その具体的な取り組みとしては、さまざまな次元のものが実践されているということである。協働のあり方を探究するにあたっては、それらの次元を分類、類型化するとともに、それぞれの次元に通底している概念枠組みを析出することが求められる。

【注】

¹ 松下啓一『市民協働の考え方・つくり方』萌書房、2009年。

² 福島県東白川郡矢祭町議会「市町村合併をしない矢祭町宣言」2001年10月31日公示。

³ 矢祭町自治基本条例、第5条、2006年1月1日施行。

⁴ 福島県矢祭町『矢祭町集中改革プラン（平成17～21年度）』pp. 8-9。

⁵ 岡村青『地域の再生は矢祭町に学べ！—過疎の町にあった活性化のノウハウ』彩流社、2007年、p. 167。

⁶ 毎日新聞、2006年7月18日東京朝刊「福島・矢祭町：新設図書館の本、「買わない宣言」—寄贈呼び掛け」27面、総合面。

⁷ 夕刊矢祭、2007年2月9日「寄贈本三十一万冊に迫る！整理・分類作業：町内各団体、個人が協力」2面。